

【表紙】

| | |
|---------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成23年8月10日 |
| 【会社名】 | 株式会社ランド |
| 【英訳名】 | LAND Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 松谷 昌樹 |
| 【本店の所在の場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号 |
| 【電話番号】 | 045(345)7778 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号 |
| 【電話番号】 | 045(345)7778 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理部長 佐瀬 雅昭 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 10,660,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 510,659,500円 |
| | (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

| | |
|---------|------------------------------------|
| 発行数 | 26個(新株予約権1個につき1,424,500株) |
| 発行価額の総額 | 10,660,000円 |
| 発行価格 | 新株予約権1個につき410,000円(以下「払込金額」という。) |
| 申込手数料 | 該当事項はありません。 |
| 申込単位 | 1個 |
| 申込期間 | 平成23年8月26日(金) |
| 申込証拠金 | 新株予約権1個につき410,000円 |
| 申込取扱場所 | 株式会社ランド 管理部 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番5号 |
| 払込期日 | 平成23年8月26日(金) |
| 割当日 | 平成23年8月26日(金) |
| 払込取扱場所 | 株式会社静岡銀行 横浜支店 |

(注)1 今回の新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成23年8月10日(水)開催の当社取締役会決議によるものであります。

- 2 申込みの方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 申込証拠金には利息をつけません。
- 5 申込証拠金は、払込期日に新株予約権の払込金に振替充当することとします。

(2)【新株予約権の内容等】

| | |
|------------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | <p>当社普通株式</p> <p>完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。</p> |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | <p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、37,037,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。))は1,424,500株)。</p> <p>2. 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄2の規定に従い、行使価額が調整された場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は変更される。</p> |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使により当社が普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、13.5円とする。ただし、行使価額は本欄2ないし5に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権の発行後、本欄3に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{希釈化ベースの新発行株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>本欄2に従う行使価額の調整の場合、本新株予約権の行使により取得され得る本株式の総数は、次の算式に従って計算されるものとする。1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{行使価額} \times \text{行使された新株予約権の数量}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 行使価額調整式の適用</p> <p>行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>株式分割により本株式を発行する場合は、調整後の行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄4に定める時価を下回る対価をもって本株式に交換される取得条項付株式その他の本株式の交付がなされることの引換えに当社に取得される証券を発行する場合、調整後の行使価額は、発行された証券の全てが、取得事由発生日時点での条件で本株式に交換されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得事由発生日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄3の各取引において、当社普通株主のための権利の付与のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本欄3にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認の決議をした日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認の決議をした日までに行使請求をなしたのものに対しては、調整後の行使価額の適用以降において次の算出方法により、本株式を追加交付する。この場合、株券の交付については、交付しないものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>1株未満の端数は、切り捨てられるものとする。</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>4. その他の調整条件</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満を切り上げる。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本欄3の場合は当該基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の東京証券取引所における本株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。</p> <p>この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り上げる。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本欄3の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。ただし、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。</p> <p>5. 本欄3の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、行使価額の必要な調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、当社を承継会社とする吸収分割、当社を存続会社とする合併、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>6. 本欄2ないし本欄5により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者に通知する。ただし、本欄3の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | <p>510,659,500円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、本新株予約権の発行価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p> |

| | |
|------------------------------|---|
| 新株予約権の行使期間 | 平成23年8月26日午前11時から平成24年8月25日午前11時（別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄記載に従って本新株予約権の全部または一部が取得される場合には、取得される本新株予約権については、取得のための通知がなされた日の3日後の日午前11時）までとする。但し、平成24年8月25日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を権利行使最終期日とする。 |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所 | 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ランド 管理部 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項なし 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社静岡銀行 横浜支店 |
| 新株予約権の行使の条件 | 本新株予約権1個当りの株式数を分割する一部行使はできない。 |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件 | 1. 当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、または当社が合併により消滅することを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権者に対して、取得日から15日前の通知を行った上で、当該株式交換、株式移転または合併の効力発生日以前に、その時点において存在する本新株予約権の全部を払込金額で取得することができる。 2. 本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の15日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 |
| 代用払込みにに関する事項 | 該当事項なし。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項なし。 |

（注）1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「本新株予約権行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、その新株予約権証券を添えて行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権行使請求書の提出に加えて、本新株予約権を行使請求しようとする新株予約権者は、本新株予約権の行使請求に基づき出資される金額総額を現金にて払込取扱場所として上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
 - (4) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が新株予約権の払込取扱場所として定める口座に入金された日に発生する。なお、行使請求に要する書類の全部が午前11時までに行行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、午前11時以降に到着した場合には翌営業日に発生する。
- 2 当社は、当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額を超過した場合には、裁量により、新株予約権者に10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができる旨、本新株予約権の総額買受契約において定めております。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 510,659,500 | 5,000,000 | 505,659,500 |

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額10,660,000円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額499,999,500円を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行に係る諸経費5百万円の内訳は、登記費用約3百万円及び新株予約権の評価費用等として約2百万円であります。

4 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を償却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

差引手取り概算額約505百万円は、現在土地オーナー等と契約締結に向け具体的に協議に入っているシニア住宅事業の新規開設候補2～3案件の敷金、建設協力金、当社負担の設備投資資金等の新規開設資金として充当する予定であります。株価の下落等により、当該新株予約権が行使されない場合、資金調達が未達に終わるリスクは払拭されておらず、その場合、今後のシニア住宅事業の新規案件開設に向け、新たな増資やシニア住宅事業のフランチャイズ化も含めたビジネスモデルの見直し等も検討する必要が生じます。

| 具体的な使途 | 金額(千円) | 支出予定時期 |
|------------------------|---------|--------------------------|
| 現在協議中のシニア住宅事業案件の新規開設資金 | 505,659 | 平成23年10月から平成24年11月末まで随時。 |

なお、当社は、上記差引手取概算額を上記使途に充当するまでの間は、当社の銀行口座にて管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当による新株予約権の発行の他、新規事業拡大のための資金確保が必要であると判断し、平成23年8月10日付取締役会にて、別件第三者割当増資を決議しております。別件第三者割当増資の内容は以下の通りです。

別件第三者割当増資の概要

- (1) 新規発行株式数：普通株式 37,037,000株
- (2) 発行価格：1株につき 金13円50銭
- (3) 発行価額の総額：499,999,500円
- (4) 資本組入額：1株につき 金6円75銭
- (5) 資本組入額の総額：249,999,750円
- (6) 募集又は割当方法：第三者割当の方法による
- (7) 申込期間：平成23年8月26日
- (8) 払込期日：平成23年8月26日
- (9) 割当予定先及び割当株式数：ジェイウイング・キャピタル株式会社 37,037,000株

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

| | | | |
|------------------|----------------|------------------------------------|-------------|
| a. 割当予定先の概要 | 名称 | ジェイウイング・キャピタル株式会社 | |
| | 本店の所在地 | 東京都千代田区神田須田町一丁目8番3号 | |
| | 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 池田 俊道 | |
| | 資本金 | 2,000万円 | |
| | 事業の内容 | 有価証券の取得及び保有、経営コンサルティング、不動産コンサルティング | |
| | 主たる出資者及びその出資比率 | 池田 俊道 100% | |
| b. 提出者と割当予定先との関係 | 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 | |
| | 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 | |

（注）届出書提出日現在の状況

(c) 割当予定先の選定理由

今回の割当予定先でありますジェイウイング・キャピタル株式会社（以下「ジェイウイング・キャピタル」といいます。）は、中小型株を中心とした運用実績と、株式投資に関する豊富な知識を有する池田俊道氏が代表取締役を務める投資会社であります。

池田氏は、国内大手信託銀行、外資系大手証券会社、米系投資運用会社のアナリストを経て、ジェイウイング・キャピタルに参画しております。アナリスト時代から、ジャスダック市場に上場後の当社に対する調査活動を通じて、当社の分析を行っていたとのことです。

同氏は、その後、ジェイウイング・キャピタルに参画後も、当社の事業内容を継続して分析しており、ご理解いただいております。

これまで、ジェイウイング・キャピタルの代表者であります池田氏に何度か当社の第三者割当増資引き受けを依頼いたしました。その時点での当社の財務基盤や業績では、ジェイウイング・キャピタルの社内投資基準をクリアできなかったものであります。

しかしながら、池田氏からは、自身の持つネットワークを通じて、これまでも複数の投資家をご紹介いただいた経緯があり、当社の動向を注視していたと伺っております。

今回、改めて当社より、池田氏に対して、第三者割当増資の引受を要請したところ、前期末までに、大幅な債務圧縮が進んだこと、100%子会社である(株)ランドネクサスの展開するシニア住宅事業が堅調であること等から、現在の株価水準を考慮すると投資可能と判断したとのことであります。

当社といたしましても、同氏が、当社の事業に関する理解度が高いことや、不動産事業及びシニア関連事業に精通していること、他に打診した複数の投資家も現段階では前向きに検討するには至っていないこと等から、総合的に勘案し、同氏が代表取締役を務めるジェイウイング・キャピタルを割当予定先として選定いたしました。

なお、割当予定先からは、当社の経営に関与しない旨の表明を得ております。

(d) 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割当てる予定の本新株予約権の目的となる株式の総数は以下の通りです。

ジェイウイング・キャピタル株式会社 37,037,000株

(e) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、特段の取り決めは無く、あくまでも純投資とのことであり、株価次第で売却する可能性があるとのことであります。

当社といたしましては、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得した当社株式を売却する場合、現状の当社株式の流動性に鑑みれば、相当の期間を要するものと思料しております。また、本新株予約権の発行と合わせて新株式約5億円を発行しており、今回の割当先の払い込みに要する資金が、他者からの借入による調達であること、その借入期間が約2年間であり、現在の当社株式の平均売買高で試算すると、その借入期間内での当社株式の譲渡は困難であると思われま

す。この点に関して、池田氏に確認したところ、現在の当社株式の出来高では、今回の割当株式及び新株予約権の行使により取得する株式のすべてを売却する場合、相当の期間を要する可能性があるものと思料しているものの、当社が大幅な債務圧縮を実現したことから、今後の業績回復により、株価の回復と出来高の増加が期待できることに加え、これまでも当社が市場で注目された場合、出来高の増加傾向が見られたことから、今後の業績改善、シニア住宅事業の積極展開により、当社が市場で注目される可能性が高いと判断しているとのことであります。

また、池田氏は、今後、ジェイウイング・キャピタル社にて不動産事業を中心に、事業を拡大していく意向であり、現在複数の案件に着手しているとのことで、これら本業の収益が見込めることから、借入金の返済原資は、単に当社株式のキャピタルゲインだけではなく、今後の事業における収益を充当する予定であり、さらに他の事業スポンサーから事業資金を調達し、これを充当することでもカバーできると思われること、今回の事業スポンサーと借入期間の延長合意も可能であること等から、問題ないと認識しているとのことであります。

なお、池田氏は、今回発行する株式や新株予約権の行使により取得する株式は、その時期の株価や出来高次第で売却するか保有するかを判断するとのことであります。

当社といたしましては、池田氏と他の事業スポンサーとの間で、資金調達に関する合意がなされていることを書面の閲覧により確認するとともに、今回の事業スポンサーと借入期間の延長合意が可能であることを当該事業スポンサーに聴取していることから、必ずしも返済原資を確保できないとは考えておらず、またこれを理由として、新株予約権が行使されないとも考えておりません。

(f) 払込みに要する資金等の状況

今回の割当予定先であるジェイウイング・キャピタルが本新株予約権の行使に関し準備した資金は、同社の代表取締役である池田俊道氏からの借入金により調達する予定であり、池田氏は、当該資金をミロク管財株式会社（千葉県千葉市、代表者：関口勝利、以下「ミロク管財」といいます。）から借入により調達する予定であります。

また、ミロク管財は、同社の代表者である関口氏が代表を務める宗教法人世界真光文明教団（以下「同教団」といいます。）から当該池田氏への貸付資金を借受ける予定であります。

なお、払込みに要する資金等の状況の確認につきましては、以下の手順で確認いたしました。

平成23年7月下旬、割当予定先であるジェイウイング・キャピタルの預金残高を預金通帳の写しを入手することで確認しております。また、同社の過去3期分の財務諸表等（注1）を閲覧するとともに、同社に対して営業状況及び財産状況に関するヒアリングを行いました。これにより、確認時点では、同社が自己資金により、払込資金を確保するには至っていないこと、当該資金を池田氏から借入により調達する予定であることを確認いたしました。

平成23年7月下旬、ジェイウイング・キャピタルへの貸付人である同社代表者の池田氏の預金残高を閲覧し、同氏へのヒアリングを通じて、同氏の資産等の保有状況、払込資金等の確保に関する経緯を聴取し、今回の新株予約権発行に際して、同氏が自己資金ではなく、ミロク管財からの借入により調達する予定であることを確認いたしました。なお、新株予約権の発行に際して払い込まれる資金約10百万円につきましては、同社の自己資金にて対応するとのことであり、ジェイウイング・キャピタルの預金残高及び決算書等により確認しております。

池田氏からは、ジェイウイング・キャピタルが手掛ける今後の事業における事業資金の調達に関して、池田氏個人が複数の資産家（スポンサー）と合意していると伺っております。現時点では、自らの信頼関係をもとに、事業パートナーから事業資金を調達しているものの、今後は、ジェイウイング・キャピタルを通じて事業展開していく方針であるため、ジェイウイング・キャピタルを割当予定先としたとのことであります。池田氏は当該スポンサーの一社であるミロク管財との間で、池田氏の行う事業における資金の融資に関して、10億円の極度貸付契約（契約期間平成25年6月30日まで）を締結しており、これを裏づけとして、当社からの申し入れに対して検討いただいたものであります。本新株予約権の行使にあたっては、当該10億円の極度貸付契約のうち5億円は、新株式の払込資金に充当される予定であるため、当該極度貸付契約の残額5億円が充当される予定であります。

池田氏は、これまでに自身のネットワークを通じて、ミロク管財及び同教団の代表者である関口氏の展開する事業グループに優良な不動産案件の情報を提供した実績を有しており、友好的な関係を継続しております。

平成23年7月上旬、関口氏及びミロク管財の他の役員は、池田氏の行う事業資金借入の申し入れに対して、池田氏が複数の不動産情報を提供してきた実績や今後の事業展開における期待感から、ミロク管財を主体として、池田氏に貸付を行うことを快諾したとのことであり、同社の財務状況を勘案し、当該資金を教団から借受け、池田氏に貸し付けを行う予

定であるとのことであります。当社は、平成23年7月上旬に、池田氏を通じて、ミロク管財及び同教団の決算書等入手し、ミロク管財の財務状況等から、自己資金により、払込資金を確保するには至っていないこと、同教団が当社の払込に要する資金相当額を拠出するに十分な財務状況であることを確認いたしました。なお、ミロク管財を主体として、池田氏に貸付を行うのは、同教団が、宗教活動以外の活動は事業会社を通じて行う方針とのことであります。

当社といたしましては、割当予定先であるジェイウイング・キャピタルの払込資金の出し手が、実質的には同教団であることについて、前述の極度貸付契約を閲覧し、担保提供等がなされていないことを確認したこと、ミロク管財及び同教団（以下「池田氏への貸付人」という。）より、今回の貸付が当社株式取得を目的としたものでないこと、当社の株式を取得する意思や当社の経営権に関する意思がないことを書面にて確認するとともに、当該貸付が、同教団の布教活動等と関係していない旨を合わせて書面にて確認したこと、池田氏や同教団関係者からのヒアリングに加え、政界関係者の主催する勉強会で、当社役員が、複数の政界関係者から、同教団の評判等につき聴取し、特段の問題がない旨の心証を得たこと、池田氏への貸付人及びその代表者並びに役員が反社会勢力等との関与がないことを割当予定先の調査と同様の方法により確認したこと、当社とジェイウイング・キャピタル社との間で締結予定の総額買受契約に、割当株式の譲渡に関して、市場売買とすること、当該割当株式の担保提供、貸株に関しても禁止とする旨の特約を付すこととしたことにより、本件増資における当社の株式取得及び保有並びに処分に関しては、あくまでもジェイウイング・キャピタル社及びその代表者である池田氏が意思決定権限をもって主体的に行っているものであり、池田氏が当該貸付人からの借入により本件増資の割当を受けることに関して、特段の問題はないものと認識しております。

なお、前述した池田氏の複数の事業スポンサーの内、当該池田氏への貸付人以外は、今回の増資に関与しておりません。
(注1) ジェイウイング・キャピタル社は、平成22年10月に金融庁に対して投資助言葉の廃止に関する届出を行っております。当社にて閲覧した当該財務諸表等は、過去3期における投資助言葉による収入を含んでおります。

(g) 割当予定先の実態

割当予定先であるジェイウイング・キャピタル社及び実質的な意思決定権限を有している同社の代表取締役池田俊道氏（以下、「割当予定先等」といいます。）並びに池田氏への貸付人が暴力もしくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先等と池田氏への貸付人が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、当該割当予定先の代表者への聴取及びその取引先等への聴取により確認するとともに、当該割当予定先等に関して、第三者調査機関でありますEyes Japan株式会社（東京都世田谷区三軒茶屋2 - 11 - 22、代表者：金井利始也）に調査を依頼し、特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。

また、割当予定先等であるジェイウイング・キャピタル社及び実質的な意思決定権限を有している同社の代表取締役池田俊道氏から特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していない旨の確認書を受領しています。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の行使期間、行使価額等の発行要領及び当社と割当予定先との間で合意した行使指示条項並びに取得条項等を加味し、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「本第三者評価機関」といいます。）による算定結果（1株当たり約0.2864円）を参考として、本新株予約権1個当たりの発行価額を410,000円（1株当たり約0.2878円）と算定いたしました。

当社といたしましては、本第三者評価機関から、本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、本第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであることを確認し、本第三者評価機関の算定結果には、納得性があるものと判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額については、割当予定先と協議の上、新株式の発行価額と同額といたしました。

新株式の発行価額の算定にあたっては、市場環境等による経済情勢の変化及び決算発表等これまでに当社が開示してまいりました個別の業績内容等を踏まえた上で、直近における当社株価の動きが、特段不安定な動きをしているものではないことから、特殊な要因の影響はないものと認識し、終値が客観的な市場取引により形成された株価であり、当社のファンダメンタル・バリューを形成しているものと判断したものであります。当該新株式の発行価額は、当該発行に係る取締役会決議の前営業日の終値を採用し、日証協の自主ルールを参考に、10%ディスカウントとして算定いたしました。

なお、10%ディスカウントの理由といたしましては、割当予定先から、当社の株式が直近6ヶ月間で1株当たり11円から29円で推移しており、上下の変動幅が大きいことから、自身の負う株価下落リスクを踏まえ、相当のディスカウントを要請され、当社といたしましては、資金使途の支払時期における緊急性及び現状で今回の割当予定先以外に引受先がないこと、今回の調達する資金を活用し、シニア住宅事業の新規施設を開設することで、当社グループの業績向上に繋がること等が期待されること等を勘案し、これを応諾せざるを得ず、日証協の自主ルールを参考に割当先と協議の上決定したものであります。

なお、当該新株式の発行に係る取締役会決議の前営業日を基準に計算すると、直近6ヶ月間の終値平均が17.30円、直近3ヶ月間の終値平均が16.28円、直近1ヶ月間の終値平均が17.38円となります。上記1株当りの発行価額の直近6ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は21.94%、直前3ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は17.06%、直前1ヶ月間の終値平均に対するディスカウント率は22.33%となります。

直近6ヶ月間及び3ヶ月間並びに1ヶ月間の終値平均を基準にディスカウント率を計算すると10%を超えるディスカウント率となるものの、前日終値が当社の客観的な株価を形成しているものと判断されることから、前日終値を基準に日証協の自主ルールを参考として算定した発行価額は、割当先に特に有利な条件ではないものと認識しており、それと同額の新株予約権の行使価額も特に有利な価額ではないと判断いたしました。

なお、新株予約権の発行価額の算定には当該新株予約権の行使価額が考慮されております。これを踏まえて算定された本第三者評価機関による算定報告を参考に算定された本新株予約権の発行価額は割当先に特に有利でないものと判断しております。

また、独立役員である齊藤守人及び他の社外監査役全員からは、本第三者評価機関から本新株予約権の算定の前提となる数値・パラメーター等の説明を受け、本第三者評価機関が提示した前提条件や算出方法が、一般的なものであること及び新株予約権の発行価額の算定に、当該新株予約権の行使価額のディスカウントが考慮されていること、その割引率がそれほど大きなものでないことから、第三者評価期間の算定結果が妥当であり、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の見解をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件増資により発行する新株予約権の行使により増加する新株式は37,037,000株(議決権ベースで370,370個)で、現在の発行済株式数の21.65%(議決権を有しない株式として248,900株を控除した議決権ベースで21.68%)また、増資により増加する新株式の総数37,037,000株を加えると増加する新株式は74,074,000株(議決権ベースで740,740個)となり、現在の発行済株式数の43.29%(議決権を有しない株式として248,900株を控除した議決権ベースで43.36%)にあたります。

また、前述いたしました、今回の割当先の払い込みに要する資金が、他者からの借入による調達であること、その借入期間が約2年間であり、現在の当社株式の平均売買高で試算すると、その借入期間内での本件増資により増加する新株式の譲渡による資金回収は容易でないものと想定されること等から、借入金の返済不履行に伴う株式の異動の可能性や新株予約権が行使されない可能性も否めないものと認識しております。

しかしながら、今後の業績回復により、株価の回復と売買高の増加が期待できることや、割当先から、借入金の返済に関しては、株式の譲渡にのみ頼るのではなく、割当先の自助努力により行うとの報告を得ております。

当社といたしましては、新株予約権を発行することで、資金ニーズに合わせ、希薄化を最低限に抑制しつつ、機動的に資金調達が可能となること、土地オーナーやその取引金融機関に対する当社の与信力向上が期待され、新規案件の協議進捗が期待されることから、新株発行による資金調達にあわせて、本新株予約権を発行することのメリットは非常に大きいものと認識しております。仮に、これらによる資金調達を行わなければ、シニア住宅事業の展開に遅れが生じる可能性が高く、業績の早期回復に繋がらないことから、当該シニア住宅事業にかかる資金の確保と財務基盤の強化により、当社の今後の業績回復及び与信力の向上により、企業価値の向上が期待されることから、本新株予約権の発行による発行数量及び希薄化の規模は合理的であるものと判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

ジェイウイング・キャピタル株式会社に割り当てる本新株式発行及び新株予約権の目的である株式の総数を合わせた株に係る議決権総数は740,740個となり、当社の総議決権数1,710,959個(平成23年2月末日現在、以下同じ)に占める割合が43.29%と25%以上となることから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の所有 株式数(株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|----------------------|-------------------------|--------------|-----------------------------------|------------------|---|
| マック投資諮問 (コーナー)1号 | 大韓民国ソウル市江南区三 星洞158-9 | 83,333,300 | 48.78 | 83,333,300 | 34.02 |
| ジェイウイング・キャ ピタル(株) | 東京都千代田区神田須田町 1-8-3 | | | 74,074,000 | 30.24 |
| (株)ランドコーポレー ション | 神奈川県横浜市神奈川区栄 町6-1 | 4,356,000 | 2.55 | 4,356,000 | 1.78 |
| 松谷 昌樹 | 神奈川県横浜市神奈川区 | 3,870,000 | 2.27 | 3,870,000 | 1.58 |
| 野村證券(株) | 東京都中央区日本橋1-9 -1 | 2,979,844 | 1.74 | 2,979,844 | 1.22 |
| 田中 成奉 | 東京都新宿区 | 2,100,000 | 1.23 | 2,100,000 | 0.86 |
| (有)さくら浄苑墓地共同 事業組合 | 神奈川県横浜市西区平沼1 -21-17 | 1,993,700 | 1.17 | 1,993,700 | 0.81 |
| 日本証券金融(株) | 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-10 | 1,499,900 | 0.88 | 1,499,900 | 0.61 |
| 横山 泰二郎 | 東京都調布市 | 1,091,900 | 0.64 | 1,091,900 | 0.45 |
| (株)プラットホーム | 神奈川県横浜市中区桜木町 1-101-1 | 930,000 | 0.54 | 930,000 | 0.38 |
| 計 | | 102,154,644 | 59.79 | 176,228,644 | 71.95 |

(注)1 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

- 平成23年2月末日時点の株主名簿を基に、平成23年8月9日までに当社が確認した大量保有報告書及び当社がヒアリングした結果を基として作成しております。
- 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成23年2月末日現在の株主名簿に基づき248,900株であります。
- 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合には、割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的である株式及び第三者割当増資による新株式を合わせた74,074,000株を加えて算定しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 現在のマーケット環境と当社の経営方針について

リーマンショック等の世界的な金融市場の混乱に伴う不動産市況の急速な収縮と金融機関の融資姿勢の厳格化等から、不動産市場では買い手が大幅に減少し不動産価格の下落基調が続く、新興不動産デベロッパー各社の経営破綻が相次ぎました。

現状の金融環境では、特に新興の不動産デベロッパーに対する金融機関の融資姿勢に大きな変化は見られず、先行きの不透明感は払拭されてはおりません。しかしながら、首都圏を中心としたマンション販売は、契約率79%（出所：不動産経済研究所「首都圏のマンション市場動向 - 平成23年6月度 - 」）と、好不調の目安であります契約率70%を超え、堅調に推移しており、不動産マーケットには明るい兆しが見え始めております。

このような環境の中当社は、平成22年3月17日開示の中期経営計画「LAND Value Up Plan 2013」（以下「本件中期計画」という。）の実現に向け、債務圧縮と業績回復により株主価値の向上に向けて取り組んでまいりました。

なお、本件中期計画の実現に向けた債務圧縮の一環で、債権者との協議により保有資産約152億円（棚卸資産約16億円、固定資産約136億円）を譲渡したこと等により、平成23年2月期に連結で約22億円の当期純損失を計上しておりますが、前述いたしました通り、当初計画を大きく上回る約191億円（当該保有資産の譲渡に伴い約100億円、債権者からの債務免除約73億円、その他約18億円（ ））の債務圧縮を実現しております。これにより、バランスシートの健全化が図れ、支払利息等が軽減されることで、当社の今後の業績回復に寄与するものと期待されます。

当社といたしましては、バランスシートの健全化が進捗したことから、早期にコア事業の収益性の向上を図ることが、将来的な企業業績の回復に繋がるものと認識しており、当社の既存株主にとって、議決権の希薄化というデメリットは生じ

るものの、当社の業績回復による株主価値の早期向上や財務基盤強化による与信の向上、コア事業のブランド力強化とそれに伴う事業の進捗等が期待され、これらの事業資金を調達することにより得られるメリットは非常に大きいものと当社取締役会において判断いたしました。

()平成22年11月25日付第三者割当増資及び平成22年7月29日付実施のデット・エクイティスワップによる債務圧縮を含んでおります。

(2) 今回の増資について

当社グループは、すでに開示しております通り、平成23年2月期中に、債権者と協議を進めるとともに、約19億円の第三者割当増資を実施したことにより、当初の計画を大きく上回る約191億円の債務圧縮を実現いたしました。これにより、今後の収益性の確保に向け、大きく前進したものと自負しております。

今後は、業績向上を図ることが、早期再生、ひいては株主価値の向上(早期に業績を回復させることにより、企業価値を高め復配等株主への還元を早期に実現させることをいう。以下同じとします。)につながるものと認識しており、経営資源を当社グループのコア事業に集中させ、事業展開してまいる所存であります。

現状、コア事業の一つでありますマンション分譲事業に関しましては、すでに優良な土地情報を多数入手しており、今後は、これらの情報を活用して、販売代理事業や資金力のある事業パートナーとの共同事業等により、事業展開してまいります。

また、シニア住宅事業に関しましては、高い入居率を維持する等、非常に堅調に推移しております。当該事業は、現時点での開設済みの9施設だけでも、安定的な収益は見込めるものの、さらなる業績向上により成長ステージに復活するためには、新規施設の開設は必須であり、今後、積極的に新規施設を開設してまいる所存であります。

新規施設のひとつであります「(仮称)ネクサスコート札幌(札幌市、86室)」は、前期中に調達した資金を有効に活用し、すでに着工済みであります。現在、平成24年5月のオープンに向け、工事も順調に進捗しております。

また、今般、当社グループのシニア住宅事業を高くご評価いただきました各土地オーナー様との間で、神奈川県内の新規2施設(2施設合計210室)の開設に向けた賃貸借予約契約の締結に関する協議が整ったため、当該施設の新規開設にかかる敷金、建設協力金及び当社負担の建設工事代等の支出が見込まれます。なお、この内の1施設に関しましては、前回(平成22年11月25日発行)の第三者割当増資により調達した資金の一部を充当済みであります。

前述の札幌及び神奈川県の2施設(3施設合計296室)と既存9施設(671室)を合わせると967室となり、現在協議中の他の新規開設候補案件を考慮すると、近々1,000室を超えることが確実であると考えております。

入居室数が1,000室を超える老人ホーム運営会社は、30社程度であり、その規模で運営し続けるためには、サービスの均一化が必須であり、各社ともその対応に注力しております。

当社といたしましても、今後開設する全施設で、既存施設と同様の高いサービスを継続して提供できる体制を構築する必要があり、そのためには、更なる組織力の強化や優秀な人材の早期確保及び人材育成等が急務であり、これらの施策への先行投資が必要であります。

また、全施設で高い入居率を維持するためには、他社との差別化は必須であり、当社といたしましては、これまで通りの、24時間看護士常駐に加え、全施設に理学療法士を配置することといたしました。

なお、これらの体制構築には、均一化をはかるためのシステムの開発費や人材育成のための研修費等が必要となるため、前述の神奈川県における2施設の新規開設資金に加え、札幌を含めた開設予定3施設の開設に至るまでの設備投資、スタッフの採用費、研修費等の運転資金が必要となります。

さらに、計画中のシニア住宅事業のフランチャイズ化に向けたシステム開発等の準備や先日の東日本大震災を教訓に、災害時に備えた設備投資及び従業員の対応マニュアルの作成にも相応の資金が必要となる見込みであります。

現時点での当社は、金融機関等からの借入による調達は難しい状況であります。しかしながら、これらの施策の早期実施により、将来の収益性が一層高まるものと期待されることから、第三者割当増資によりこれらの資金に充当する目的で約500百万円を調達することといたしました。

なお、シニア住宅事業は、その開設資金を顧客からの入居一時金等により早期に回収できることから、本来、新規施設の開設資金は、回収資金をもって、再投資することができるビジネスモデルであります。来期開設にかかる新規開設及びサービスの均一化に向けた設備投資等に要する資金につきましては、現時点までの事業による回収資金では賄えないことから、これらの支出時期における資金繰りを考慮し、今回の新株発行の規模に相当性があるものと認識しております。

また、現時点で、シニア住宅事業案件とマンション分譲事業における複数の優良案件に関して、土地オーナーと継続して協議しております。

これらの案件に関しましては、現時点では、契約等には至っていないものの、協議を進める上で、機動的に資金を拠出する必要があり、コア事業を進める上で、今後資金ニーズが生じる見込みであります。

増資による発行株式の希薄化を最低限に抑制しつつ、これらの資金ニーズに迅速に対応するため、今回の第三者割当増資による資金調達に合わせて、新株予約権を発行することといたしました。

なお、協議が進捗している2～3案件の開設資金を見積もった場合、約500百万円程度が必要であり、協議の進捗次第で、すぐに支払わなければならない可能性があります。その場合、現在計画している新規開設施設で回収する資金を充当するのでは、間に合わない可能性が高く、その点からも、今回の新株予約権の発行規模に相当性があるものと認識しております。

(3) 前回増資について

当社は平成22年11月25日付でマック投資諮問(コーナー)1号を割当先とし、債務の圧縮資金及びシニア住宅事業への投資資金の調達を目的とした、金銭出資による約12億円の第三者割当増資(以下、「前回増資」といいます。)を実施しております。

前回増資により調達した資金は、大幅な債務の圧縮を図るために約850百万円を充当した他、当社のコア事業の一つでありますシニア住宅事業の広告費等として約50百万円を充当済であります。

また、来期開設予定の神奈川県及び宮城県におけるシニア住宅施設の開設資金の一部(敷金、建設協力金、当社負担の設備工事代等やこれらの施設開設に伴う人材の確保、人材育成に関する新規開設経費等)に約250百万円を充当済であります。なお、これらの案件はすでに着工済みで、工事は工程通り順調に進捗しており、開設資金の残金は、今後工事進捗に応じて支出する予定であります。なお、上記2施設の開設に関しては、前回の資金調達の残金及び自己資金で賄う予定でありましたが、人材の確保や設備投資に相応の資金が必要となること、前期の事業計画が未達に終わり、資金計画に差異が生じたこと等から、当該開設資金等の内、不足する部分に関して、今回の新株発行により調達する必要が生じたものであります。しかしながら、これらの新規施設の来期開設により、当社グループの業績向上に寄与することが期待されます。

なお、前回増資の割当先でありますマック投資諮問(コーナー)1号は、現時点で割当株式をすべて保有しております。また、今回の増資には一切関与しておりません。

(4) 本件増資の経緯について

これまで、ジェイウイング・キャピタルの代表者であります池田氏に何度か当社の第三者割当増資引き受けを依頼いたしました。その時点での当社の財務基盤や業績では、ジェイウイング・キャピタルの社内投資基準をクリアできなかったものであります。

しかしながら、池田氏からは、自身の持つネットワークを通じて、これまで複数の投資家をご紹介いただいた経緯があり、当社の動向を注視していたと伺っております。

今回、シニア住宅事業における新規開設案件に必要な資金について、他の資金調達手法も検討したものの、現時点で、借入や事業での回収資金の充当は難しく、社内協議をした結果、増資により調達することとした上で、改めて当社より、池田氏に対して、第三者割当増資の引受を要請したところ、前期末までに、大幅な債務圧縮が進んだこと、100%子会社である㈱ランドネクサスの展開するシニア住宅事業が堅調であること等から、現在の株価水準を考慮すると投資可能と判断したとのことであります。

また、前述いたしました通り、当社グループは、マンション分譲事業とシニア住宅事業をコア事業として展開し、早期に業績を向上させることで、企業価値を向上させてまいり所存であり、特にシニア住宅事業は現在稼働中の9施設の入居率が平均99%を超えており、非常に堅調に推移しております。その主な理由として、マンションデベロッパーであるランドのノウハウを活かした外観等のハード面と、各施設に24時間看護師を常駐させる等ソフト面で他社との差別化が図れているものと認識しております。

当該事業は、土地オーナーに建物を建設してもらい、土地建物を長期一括で借り上げる、土地の有効活用であり、当社の不動産開発に比べ、初期投資が抑えられるメリットがあります。

現時点で、多くの案件情報をいただいております。オペレーションのノウハウも蓄積し、シニア住宅のブランドも確立してきたことから、新規開設を積極的に進める好機であると認識しております。

しかしながら、現時点の当社の与信力を考慮すると、新規開設が思うようには進まず、直近3期間での新規の仕入れができておりませんでした。

当社といたしましては、中期経営計画におけるシニア住宅事業に関しましては、当初年間2～3施設程度の新規開設を想定しておりますが、平成23年2月期に大幅な債務圧縮を進めた結果、当初の収支計画に未達が生じており、堅調なシニア住宅事業を積極的に進めることにより、これを早期に挽回することが期待できること及び、現状の物件情報量に鑑み、資金確保が出来れば、当面は、年間5施設程度の新規開設が可能であり、当社グループの業績向上に大きく寄与するものと判断しております。

また、当社のシニア住宅事業は、不動産事業に比べ、比較的短期間で初期投資資金の回収を図ることが可能なビジネスモデルであり、今後は開設する施設で回収する資金を再投資することにより、継続して新規開設してまいり所存であります。そのため、当面の新規施設開設の資金確保が重要な経営課題であると認識しております。

来期は、これまでに実施した増資等及び今回の新株発行により調達する資金を有効に活用することで、前述の札幌、神奈川2施設の計3施設の新規開設を予定しており、さらに2施設程度の開設を計画しております。とはいえ、協議中の案件は多数あるものの、現時点で、契約に至っているわけではないことから、見込みだけで新株を発行することは考えていないこと、優良案件の場合、競合が激しく、迅速な判断が必要となることから、案件が決まってから新規の調達を検討しては、成約に至らない可能性が高くなること、開設にかかる資金調達の目途が立つことは、土地オーナーや土地オーナーの取引金融機関に対する当社の与信力を補完することに繋がること等から、新株発行による資金調達に加え、新株予約権の発行により、希薄化を最低限に抑制しつつ、土地オーナーとの協議の進捗に合わせて機動的に資金調達することといたしました。

なお、新株予約権の場合、株価下落により行使されず、資金調達が不調に終わり、潜在的に希薄化懸念が残るといったリスクが生じる可能性があります。当社が、平成21年8月27日にENHANCEMENT CONSULTING KOREA及び株式会社ユー・エス・アールに対して発行いたしました新株予約権が、まさに、その状態となっており、当社の資本政策に少なからず影響を及ぼしていることは否めません。当社といたしましては、その反省を踏まえ、前述したリスクを最大限に排除するため、当社側の申し出により、当該新株予約権を取得の上、消却ができることを割当予定先と合意いたしました。これにより、株価が大幅に下落した場合に、潜在株式による希薄化懸念だけが残るというリスクに関しては、概ね解消するものと認識しております。

また、成約には至っていないまでも相応に協議が進捗している案件を対象とした必要最低限の約5億円程度の発行とし、行使可能期間を1年間とすることで、早期行使を促すとともに、株価が行使価額を上回っている場合、当社側から行使請求を行うことができることといたしました。

しかしながら、株価の下落等により、当該新株予約権が行使されない場合、資金調達が未達に終わるリスクは払拭されておらず、その場合、今後のシニア住宅事業の新規案件開設に向け、他の資金調達手法の再検討や、シニア住宅事業のフランチャイズ化も含めたビジネスモデルの見直し等も検討する必要が生じます。

当社といたしましても、現時点では、借入等による調達が難しいこと、新たな増資やフランチャイズ化等による事業展開を検討する場合、その準備に相当の時間を要することから、案件が決まってからでは間に合わない可能性が高いこと、今回、仮に当社グループにおいて借入等による資金調達が可能となった場合、新株予約権を消却することにより希薄化を抑制することが可能となる旨割当予定先と合意できたこと等から、今回の増資に合わせて新株予約権を発行し、増資により調達する資金を最大限に活用し、堅調なシニア住宅事業を積極的に推進することで、企業価値の向上を図り、株価の動向を睨みつつ、資金ニーズに合わせて新株予約権の行使により、機動的に資金調達することが、当社の企業価値の最大化に繋がるものと判断いたしました。

(5) 資金使途の合理性について

調達資金約500百万円については、現在協議中の新規案件2施設程度の新規開設資金に充当する予定であります。しかしながら、現在協議中の案件は複数あるものの、これまでのところ契約には至ってはいないことから、見込みだけで新株を発行することは考えていないこと、優良案件の場合、競合が激しく、迅速な判断が必要となることから、案件が決まってから新規の調達を検討しては、成約に至らない可能性が高くなること、開設にかかる資金調達の目途が立つことは、土地オーナーや土地オーナーの取引金融機関に対する当社の与信力を補完することに繋がること等からなるべく希薄化を抑制しながら、案件の協議進捗に合わせて、出来る限り機動的に調達することを考え、当該シニア住宅事業の新規開設が進むことにより、株主価値の向上が期待されることから合理的な資金調達であると認識しております。

(6) 株主総会の要否について判断した内容

本件増資の発行価額は、日証協ルールによる10%ディスカウントを参考にしており、また、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行ではないものと認識しており、形式的に総会付議を要するものとは考えておりません。また、本件増資により議決権の大幅な希薄化を伴うことから、株主総会を開催して株主の皆様にご意見を頂戴することも検討いたしました。シニア住宅事業の進捗のため、設備投資等を早急に進める必要があり、そのための事業資金を確保する必要があり、資金需要に緊急性があることから、第三者委員会による意見を入手した上で発行することといたしました。

(7) 第三者委員会の意見等

本届出書第一部第3 - 4 [大規模な第三者割当に関する事項]において記載の通り、希薄化率は新株式発行により21.68%、また新株予約権が全て行使された場合には21.68%、併せて43.36%となります。

そこで、当社は、本件増資を行うこととした判断の妥当性を担保するための措置として、以下に述べる措置を採っております。

まず、当社は、本件増資に至る意志決定過程における恣意性を排除するため、当社の顧問弁護士（平成20年12月顧問契約締結済）である日比谷パーク法律事務所を法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ながら慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

また、当社は、定時株主総会の開催が予定されている時期ではなく、時間的制約から臨時株主総会を開催して株主総会決議による株主の意思確認を行うことができないものの、本件増資に係る発行条件及び手続の公正性を担保するという観点から、厳格なプロセスを経て本件増資を行うか否かを決定することが望ましいと判断し、本件増資に至る手続並びに本件増資に係る発行条件の決定プロセスにおいて既存株主を害する不公正が生じることを回避するべく、自らの取締役会の諮問機関として、当社から一定程度独立した者である大塚和成弁護士（二重橋法律事務所）（注1）及び独立役員である社外監査役の齊藤守人並びに社外監査役である松本隆一、五十嵐啓二（注2）の4名から構成される第三者委員会（以下、「本第三者委員会」といいます。）を平成23年6月29日付で設置し、本第三者委員会に対して本件増資に関する諮問を行いました。

本第三者委員会は、調査・検討の充実を期するため、設置後直ちに3名の当社役職員を調査員に選任し、調査体制を整え、資料収集と調査にあたらせました。本第三者委員会は、これまでに平成23年6月29日、7月7日、8月8日の計3回の委員会と、委員の指示によって調査員連絡会を適宜開催したほか、当社代表者である松谷その他関係者のヒアリングを実施し、委員間で綿密な連絡を取り合うなどして慎重な調査・検討を行いました。

その結果、本第三者委員会は、当社の取締役会に対し、本件増資により既存株式の希薄化が生じるものの、本件増資により調達した資金の使途は、堅調に推移しているシニア住宅事業の新規開設資金等の支払に充当するものであるから、早期に当社の業績を回復させることにより株主価値の向上につながるものであり、当社には、本件増資により資金調達を行う具体的な必要性がそれぞれ認められるとともに、かかる資金調達を目的とする本件増資は、その目的の相当性が認められ、さらに、金融機関の融資姿勢の厳格化等から、当社グループの属する不動産業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、借入れや社債発行などの間接金融による資金調達が著しく困難であり、株価の低迷している状況では公募増資も現実的ではなく、このように他の資金調達方法との比較では、本件増資によるほかに、本件増資の非代替性も認められるうえ、かかる当社の資金需要とその置かれた状況に照らせば、本件増資の発行価額、発行数量その他の発行条件の相当性が認められることから、本件増資の方法及び条件はいずれも相当性があると判断する旨の答申書を、平成23年8月10日付で提出しております。

このような経緯を経て、当社取締役会は、本第三者委員会の指摘を踏まえ、本第三者委員会から提出された答申を最大限尊重して、当社事業価値の維持又は向上及び当社株主利益の確保その他本件増資に係る発行条件の公正性の確保などの観点から慎重な審議を行い、上述の内容の判断に基づき本件増資を行うことを出席取締役全員一致で決議いたしました。

（注1）当社と大塚和成弁護士（二重橋法律事務所）の間には、これまでに過去2回の増資に係る第三者委員会の委員をお願いした他に、顧問契約を含め、一切取引をした事実はなく、独立性は確保されています。

（注2）齊藤委員につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として届出済みであり、松本、五十嵐の各委員に関

しましても、届出はしていないものの、独立役員の要件を満たしております。また、各委員は当社との資金の貸借やその他継続取引等はありません。

なお、平成23年2月28日現在で齊藤氏21,800株、松本氏38,700株、五十嵐氏72,800株の当社株式を保有しておりますがいずれも僅少であり、経営者から一定程度の独立性が確保されているものと判断しております。

(8) 発行済の新株予約権の行使による希薄化について

当社は平成21年8月27日付で110個の新株予約権をENHANCEMENT CONSULTING KOREA及び株式会社ユー・エス・アールに対し発行しております。

当該新株予約権の概要

| | | |
|-------------------|------------------------------|-----|
| (1) 新株予約権の名称 | 株式会社ランド第4回新株予約権 | |
| (2) 新株予約権の総数 | 110個(1個当たり836,400株) | |
| (3) 目的となる株式の種類及び数 | 当社普通株式92,004,000株 | |
| (4) 行使価額 | 1株当たり61円 | |
| (5) 行使期間 | 平成21年8月27日から平成23年8月26日 | |
| (6) 割当先 | ENHANCEMENT CONSULTING KOREA | 98個 |
| | 株式会社ユー・エス・アール | 12個 |

当該新株予約権は、これまでに行使されておりません。未行使のすべての新株予約権が行使された場合、現在の発行済株式数に対して53.77%希薄化することが見込まれております。

しかしながら、現状の株価水準では行使される見込みが立っておらず、潜在的な希薄化懸念から、中期経営計画の実現による株主価値の向上にマイナスの影響を与えることも思料し、改善に向け、割当先と協議を進めてまいりましたが、現在までのところ合意には至っておりません。

なお、当該新株予約権は、平成23年8月26日までに行使されなければ消滅することとなっております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第15期）及び四半期報告書（第16期第1四半期報告書）（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年8月10日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については下線で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

株式の希薄化について

当社が平成21年8月27日付けで発行したENHANCEMENT CONSULTING KOREA及び株式会社ユー・エス・アールに対する新株予約権がすべて行使された場合には、新株式92,004,000株が発行されることとなります。これは、平成23年8月10日現在の発行済株式総数の53.77%にあたり、これにより1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本第三者割当増資による新株式及び第三者割当により発行する新株予約権の目的である株式を合わせた74,074,000株は、平成23年8月10日現在の当社の発行済株式総数171,095,900株の43.29%（新株式発行後の発行済株式総数の30.21%）にあたり、これによって1株当たりの株式価値が希薄化いたします。

割当予定先が大株主となるリスクについて

今回の新株発行及び新株予約権の行使による増資が完了した場合には、割当予定先であるジェイウイング・キャピタル株式会社は当社の主要株主となり、その議決権所有割合は30.24%程度となる見込みです。このため、ジェイウイング・キャピタル株式会社の議決権行使の状況又は第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える可能性があります。

2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」の有価証券報告書提出日（平成23年5月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成23年8月10日）までの間に、次の臨時報告書を提出しております。

平成23年5月31日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成23年5月26日開催の当社第15回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

松谷昌樹、大久保英生、佐瀬雅昭及び神田威志を取締役に選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

松本隆一を監査役に選任する。

第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権・無効（個） | 可決要件 | 決議の結果（賛成の割合） |
|--------|-----------|--------|----------|------|--------------|
| 第1号議案 | 1,114,609 | 4,099 | 0 | （注）1 | 可決（98.81%） |
| 第2号議案 | | | | | |
| 松谷 昌樹 | 1,101,899 | 16,809 | 0 | | 可決（97.68%） |
| 大久保 英生 | 1,107,347 | 11,361 | 0 | （注）2 | 可決（98.17%） |
| 佐瀬 雅昭 | 1,107,522 | 11,186 | 0 | | 可決（98.18%） |
| 神田 威志 | 1,111,680 | 7,028 | 0 | | 可決（98.55%） |
| 第3号議案 | | | 0 | | |
| 松本 隆一 | 1,113,268 | 5,440 | 0 | （注）2 | 可決（98.69%） |
| 第4号議案 | 1,105,559 | 13,149 | 0 | （注）1 | 可決（98.01%） |

（注）1．議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

2．議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主による各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日に出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|----------|-------------------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第15期) | 自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日 | 平成23年5月26日 関東財務局長に提出 |
| 第1四半期報告書 | 事業年度 (第16期 第1四半期) | 自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日 | 平成23年7月15日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月19日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

| | | |
|--------|-------|------|
| 指定社員 | 公認会計士 | 星山和彦 |
| 業務執行社員 | | |
| 指定社員 | 公認会計士 | 來嶋真也 |
| 業務執行社員 | | |

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、2,029百万円の経常損失及び9,071百万円の当期純損失を計上している。また、当連結会計年度においても、5,477百万円の経常損失及び5,836百万円の当期純損失を計上することとなったため、金融機関からの借入金の一部につき財務制限条項に抵触することとなり、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ランドの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ランドが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年7月14日

株式会社ランド
取締役会御中

監査法人元和

| | | |
|----------------|-------|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 星山和彦 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 白井聡 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年3月1日から平成22年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成22年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 1 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において、5,477百万円の経常損失及び5,836百万円の当期純損失を計上している。また、当第1四半期連結累計期間においては、88百万円の経常利益及び75百万円の四半期純利益を計上することとなったが、依然として自己資本が減少している状態となっており、引き続き金融機関からの借入金の一部につき財務制限条項に抵触しており、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性がある状態にある。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
- 2 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年7月13日開催の取締役会において、第三者割当方式による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月26日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 星山和彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 白井聡
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2,131百万円の経常損失及び2,250百万円の当期純損失を計上しており、継続して大幅な損失を計上している。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ランドの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ランドが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年7月14日

株式会社ランド
取締役会御中

監査法人元和

| | | |
|----------------|-------|------|
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 星山和彦 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 白井聡 |
| 指定社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 加藤由久 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年3月1日から平成23年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社の平成23年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は36百万円の経常利益及び167百万円の四半期純利益を計上したが、自己資本比率を大幅に改善するには至らず、依然として、自己資本比率が減少した状態となっている。そのため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年5月19日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 星山和彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 來嶋真也
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドの平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は前事業年度において、1,194百万円の経常損失及び9,518百万円の当期純損失を計上している。また、当事業年度においても、4,590百万円の経常損失及び5,224百万円の当期純損失を計上することとなったため、金融機関からの借入金の一部につき財務制限条項に抵触することとなり、当該債務につき期限の利益喪失にかかる請求を受ける可能性がある状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月26日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 星山和彦
業務執行社員
指定社員 公認会計士 臼井聡
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ランドの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランドの平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2,202百万円の経常損失及び4,711百万円の当期純損失を計上し、大幅な損失を計上している。これにより、自己資本比率が減少し、債務超過の状態となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。